

平成16年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果について（お知らせ）

平成18年11月17日（金）
環境省水・大気環境局土壌環境課
直通：03-5521-8338
課長：坂川 勉（内線 6650）
補佐：高澤 哲也（内線 6652）
：佐藤 宏昭（内線 6651）
係長：鈴木 清彦（内線 6656）
担当：野瀬 順子（内線 6680）

環境省では、毎年、都道府県及び土壌汚染対策法の政令市を対象に、土壌汚染対策法の施行状況、都道府県・政令市が把握している土壌汚染の調査・対策事例等について調査を行っています。今般、平成16年度における調査結果をとりまとめましたので、その概要について公表します。なお、より詳しい調査結果については、環境省ホームページに掲載しています。

（掲載されているページ：環境省>水・土壌・地盤環境の保全>土壌関係
<http://www.env.go.jp/water/dojo/chosa.html>）

1. 土壌汚染対策法の施行状況について

以下に示すとおり、土壌汚染対策法（以下「法」という。）に基づく土壌汚染状況調査の結果が報告された件数及び指定区域に指定された件数は、平成16年度においては平成15年度と比べてともに増加しており、土壌汚染の浄化等の対策が進められている。（なお、平成14年度については、法施行日（平成15年2月15日）から平成15年3月31日までの集計となっている。）

（1）土壌汚染状況調査

平成16年度における法に基づく土壌汚染状況調査結果の報告件数は130件であり、法施行以降平成16年度末までの累計では196件となった。（図1）

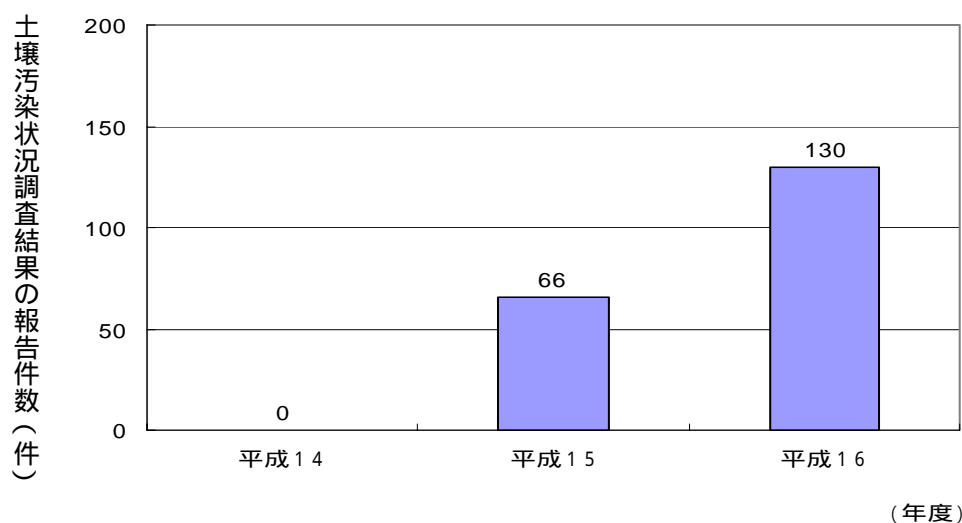


図1 土壌汚染状況調査結果の報告件数の推移

(2) 指定区域

土壌汚染状況調査の結果、指定基準を超過して指定区域として平成16年度に指定されたのは43件であり、法施行以降平成16年度末までの累計では64件となった。(図2)

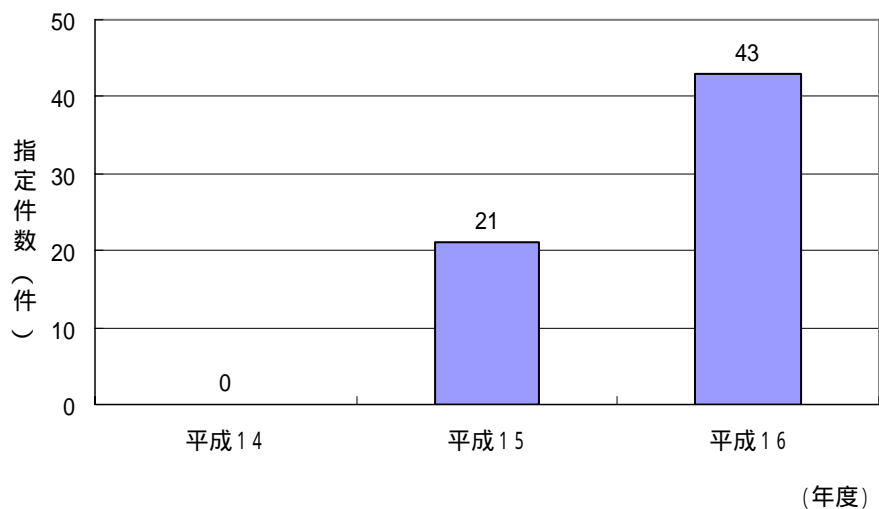


図2 指定区域に指定された件数の推移

また、指定区域において土壌汚染が除去され、平成16年度に指定区域が解除されたのは22件であり、法施行以降平成16年度末までの累計では26件となった。(図3)

この結果、平成16年度末時点における指定区域数は38件であった。

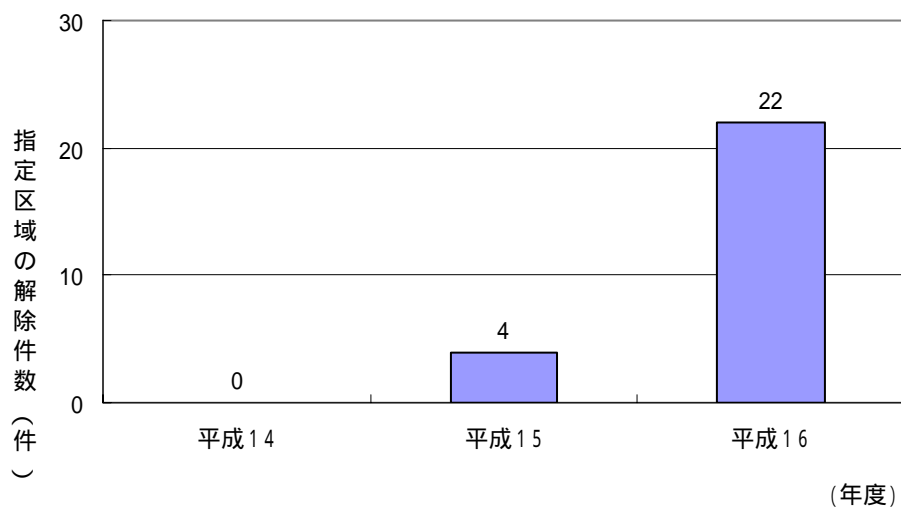
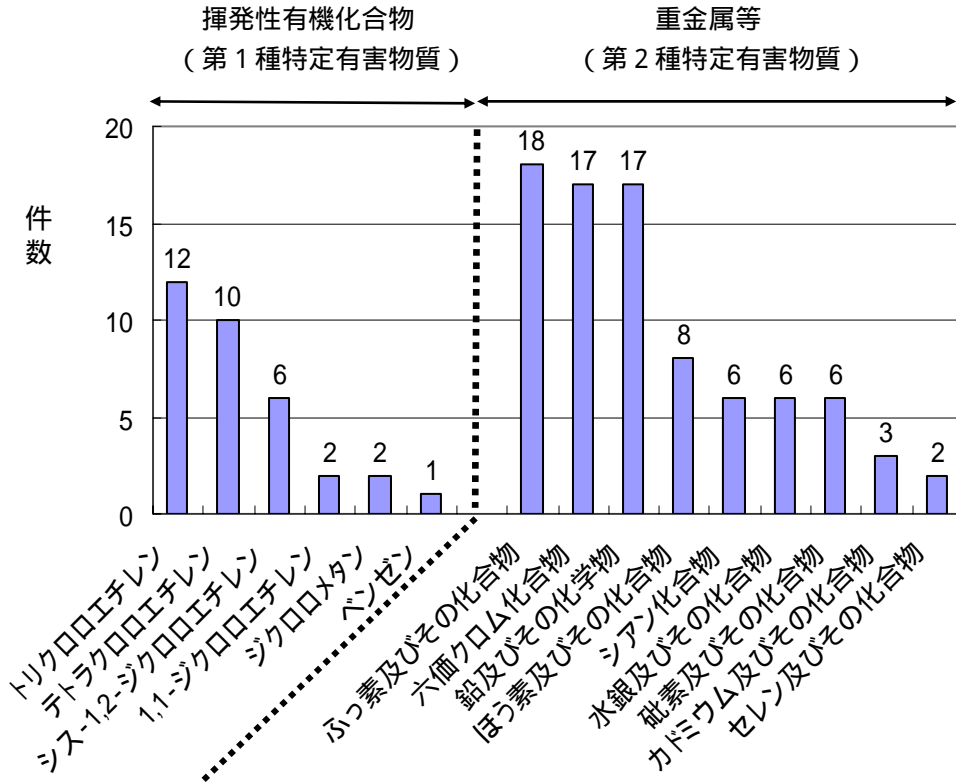


図3 指定区域の解除件数の推移

(3) 指定基準超過物質

累計 64 件の指定区域について、指定基準を超過した特定有害物質の種類をみると以下のとおりであり、揮発性有機化合物（VOC）（第 1 種特定有害物質）は、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンが多く、重金属等（第 2 種特定有害物質）では、ふっ素及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物が多くなっている。（図 4）



(注1) 1つの指定区域において、複数の特定有害物質について指定基準を超過することがあるため、指定区域の累計件数と本図の件数の合計は一致しない。

(注2) 以下の項目については、基準を超過していない。

(第1種特定有害物質) 四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン

(第3種特定有害物質) シマジン、チウラム、チオベンガルブ、PCB、有機りん化合物

図4 指定区域における指定基準超過物質
(法施行以降平成16年度末までの累計)

2. 土壌汚染の調査・対策事例について（法に基づかない事例を含む）

法に基づくもののみならず、条例・要綱に基づくもの、あるいは自主的な取組によるものなど都道府県・政令市が把握している土壌汚染の調査・対策事例について以下に示す。

（1）調査

都道府県・政令市が把握している昭和50年度から平成16年度までの土壌汚染の調査事例（以下「調査事例」という。）は、累計で3,677件であり、そのうち超過事例（土壌環境基準又は指定区域の指定基準に適合していないことが判明した事例）は1,906件であった。平成16年度では、調査事例838件のうち、超過事例は454件であった。（図5、表1）

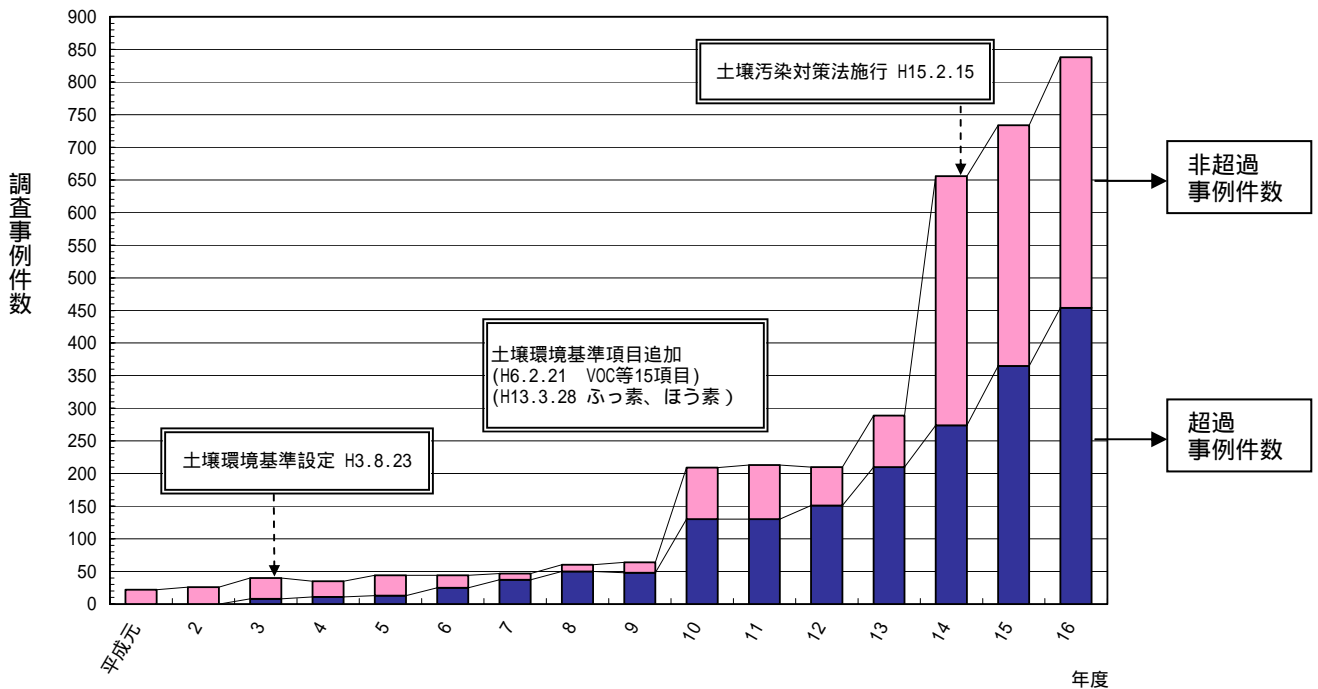


図5 年度別の土壌汚染調査事例件数及び基準超過事例件数の推移

年度	昭和49以前	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成元	2
調査事例	2	7	6	2	10	5	3	10	2	18	10	18	12	14	27	22	26

年度	平成3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	計
調査事例	40	35	44	44	47	60	64	209	213	210	289	656	734	838	3,677
うち、法適用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	66	130	196
超過事例	8	11	13	25	37	50	48	130	130	151	210	274	365	454	1,906
うち、法適用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	21	43	64

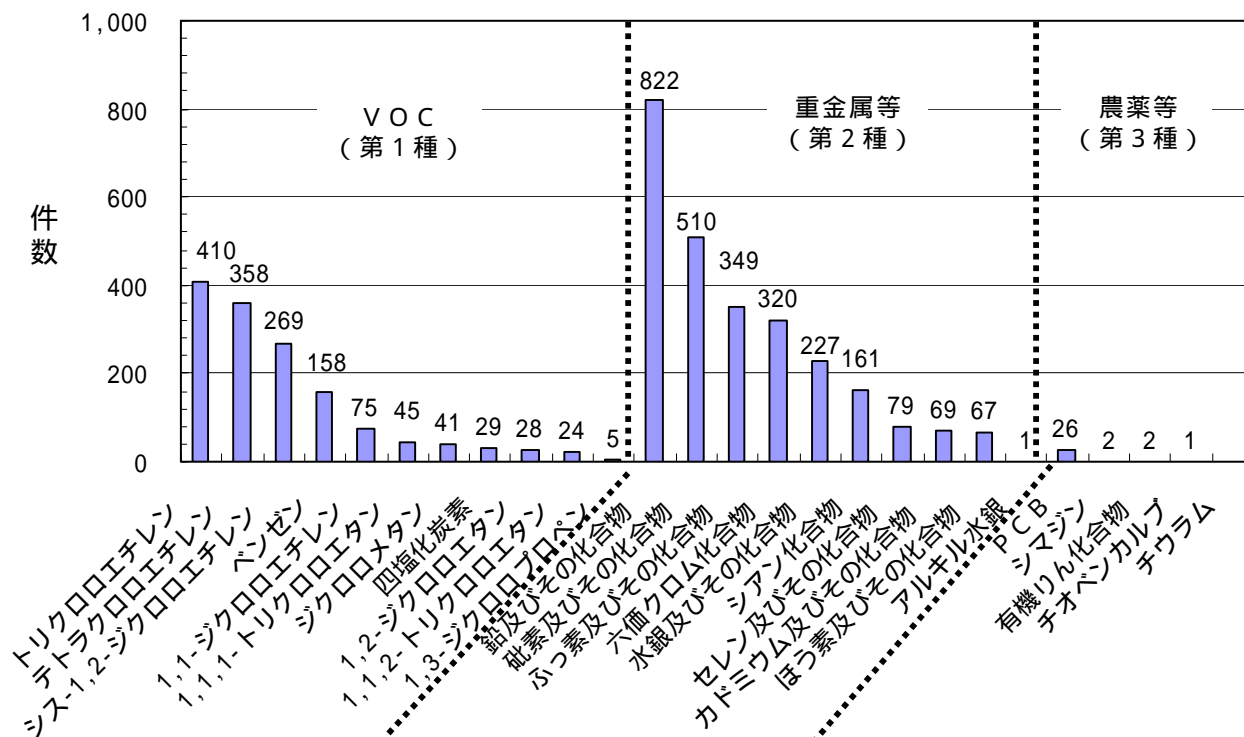
注1) 集計の対象は、昭和50年度以降に都道府県・政令市が把握した土壌汚染調査の事例であるが、都道府県・政令市が昭和50年度以降に把握した、昭和49年度以前に行われた調査件数についても計上している。

注2) 各年度の集計は以下の通り。

「調査事例」の欄は、法に基づく事例は土壌汚染状況調査の結果報告が都道府県知事（政令市長）にあった年度で整理し、法に基づかない事例は調査結果が判明した年度で整理している。「超過事例」の欄は、法に基づく事例は指定区域に指定された年度で整理し、法に基づかない事例は調査結果が判明した年度で整理している。

表1 年度別の土壌汚染調査事例件数及び基準超過事例件数

また、超過事例 1,906 件について、指定基準又は環境基準を超過した特定有害物質の種類をみると以下のとおりであり、揮発性有機化合物（VOC）（第 1 種特定有害物質）では、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、シス - 1, 2 - ジクロロエチレンの順に多くなっており、重金属等（第 2 種特定有害物質）では、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物の順に多くなっている。



注) 1 件の事例において複数の特定有害物質が指定基準を超過することがあるため、超過事例の累計件数と本図の件数の合計は一致しない。

図 6 指定基準項目及び環境基準項目別の基準超過物質
(平成 3 年度から平成 16 年度までの累計)

(2) 対策

超過事例（平成 16 年度 454 件、平成 3 年度からの累計 1,906 件）に関する汚染の除去等の措置の内容を表 2 に示す。平成 16 年度における措置の内容をみると、VOC（第 1 種特定有害物質）超過事例では原位置浄化が多く（土壌ガス吸引、地下水揚水、バイオレメディエーションの順）、重金属等（第 2 種及び第 3 種特定有害物質）超過事例及び複合汚染事例では汚染土壌の掘削除去が多かった。

表2 汚染の除去等の措置の内容

(件数)

	超過事例		VOC (第1種) 超過		重金属等 (第2種+第3種) 超過		複合汚染	
	H16	累計	H16	累計	H16	累計	H16	累計
地下水の水質の測定	9	(315)	7	(166)	1	(101)	1	(48)
土壌汚染の除去	382	(1,860)	81	(622)	211	(898)	90	(340)
掘削除去	296	(1,246)	32	(209)	205	(844)	59	(193)
原位置浄化	86	(614)	49	(413)	6	(54)	31	(147)
バイオレメディエーション	18	(44)	10	(27)	0	(3)	8	(14)
化学的分解	16	(54)	7	(25)	2	(7)	7	(22)
土壌ガス吸引	20	(199)	13	(160)	1	(4)	6	(35)
地下水揚水	24	(282)	13	(189)	2	(31)	9	(62)
土壌洗浄	5	(15)	4	(5)	0	(6)	1	(4)
その他	3	(20)	2	(7)	1	(3)	0	(10)
原位置封じ込め	11	(85)	0	(7)	7	(54)	4	(24)
鋼矢板工法	8	(37)	0	(3)	5	(21)	3	(13)
地中壁工法	0	(20)	0	(2)	0	(13)	0	(5)
その他	3	(28)	0	(2)	2	(20)	1	(6)
遮水工封じ込め	3	(8)	0	(0)	2	(5)	1	(3)
原位置不溶化	3	(62)	0	(2)	2	(51)	1	(9)
不溶化埋め戻し	2	(51)	0	(2)	2	(43)	0	(6)
遮断工封じ込め	0	(31)	0	(2)	0	(23)	0	(6)
土壌入れ替え	13	(25)	3	(4)	7	(15)	3	(6)
敷地内土壌入れ替え	3	(4)	0	(0)	2	(3)	1	(1)
敷地外土壌入れ替え	10	(21)	3	(4)	5	(12)	2	(5)
盛土	10	(72)	0	(2)	10	(61)	0	(9)
舗装	24	(167)	0	(8)	21	(129)	3	(30)
コンクリート舗装	12	(81)	0	(4)	11	(66)	1	(11)
アスファルト舗装	12	(86)	0	(4)	10	(63)	2	(19)
立入禁止	1	(58)	0	(11)	1	(37)	0	(10)
その他	6	(249)	1	(112)	4	(109)	1	(28)
回答事例数	362	(1,681)	66	(431)	232	(1,018)	64	(232)

注1) ()内の数字は、土壌環境基準設定以降、平成16年度末までの累計件数である。

注2) 1件の超過事例に対し複数の措置がとられている場合は、重複回答となっている。

(参考1) 平成18年8月31日現在における土壌汚染状況調査の実施状況及び指定区域の状況について(速報値)

土壌汚染状況調査の結果報告件数、指定区域として指定された件数等について、土壌汚染対策法の施行以降平成18年8月31日現在までの状況の速報値は以下のとおり。

	平成18年8月31日 現在(速報値)	<参考> 平成16年度末時点
土壌汚染状況調査結果の報告件数 (法第3条及び法第4条)	515件	196件
指定区域として指定された件数	141件	64件
指定区域の指定が解除された件数 (区域の一部のみが指定解除されたものを除く。)	59件	26件

土 壌 汚 染 対 策 法 の 概 要

目的

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

仕組み

